

## 第2 愛知県の率先的行動に関する経過等

### 1 庁内検討チームの設置

PT 報告書に係る諸課題の検討を行うため、2012 年 4 月 12 日に庁内 10 課で構成される庁内検討チームが設置された。

### 2 これまでの検討状況

庁内検討チームは、PT 報告書に係る諸課題の検討として、愛知県の率先的行動 6 項目に関する基礎資料の収集整理・考察等を行い、庁内検討チーム会議の審議等を経て、次のとおり報告書を取りまとめた。

年 月 日	名 称
2013 年 3 月 22 日	平成 24 年度 報告書
2014 年 3 月 27 日	平成 25 年度 報告書
2015 年 3 月 26 日	平成 26 年度 報告書
2016 年 3 月 28 日	平成 27 年度 報告書
2017 年 3 月 28 日	平成 28 年度 報告書
2018 年 3 月 28 日	平成 29 年度 報告書
2019 年 3 月 27 日	平成 30 年度 報告書
2020 年 3 月 25 日	令和元年度 報告書
2021 年 3 月 29 日	令和 2 年度 報告書

上記報告書は、県の Web ページに公開した。

### 3 これまでの庁内検討チーム会議の開催状況〔まとめ〕

年度	年月日	会議名	内容
24 年度 (2012)	H24. 4. 12	第1回庁内検討チーム会議	庁内検討チームを設置
	H24. 6. 14	第2回庁内検討チーム会議	第1回最適運用検討委員会と合同開催
	H24. 8. 3	第3回庁内検討チーム会議	第2回最適運用検討委員会と合同開催
	H24. 9. 3	第4回庁内検討チーム会議	第3回最適運用検討委員会と合同開催
	H24. 11. 28	第5回庁内検討チーム会議	第4回最適運用検討委員会と合同開催
	H25. 1. 15	第6回庁内検討チーム会議	第5回最適運用検討委員会と合同開催
	H25. 3. 22	第7回庁内検討チーム会議	平成24年度報告書(案)の審議
	H25. 3. 27	第8回庁内検討チーム会議	第6回最適運用検討委員会と合同開催 平成24年度報告書を公表
25 年度 (2013)	H25. 6. 6	第9回庁内検討チーム会議	第7回最適運用検討委員会と合同開催
	H25. 8. 7	第10回庁内検討チーム会議	第8回最適運用検討委員会と合同開催
	H26. 3. 27	第11回庁内検討チーム会議	平成25年度報告書(案)の審議
26 年度 (2014)	H26. 6. 3	第12回庁内検討チーム会議	第9回最適運用検討委員会と合同開催
	H27. 3. 26	第13回庁内検討チーム会議	平成26年度報告書(案)の審議
27 年度 (2015)	H27. 5. 25	第14回庁内検討チーム会議	平成26年度報告書の改訂を審議
	H27. 7. 28	第15回庁内検討チーム会議	第10回最適運用検討委員会と合同開催
	H27. 10. 31	第16回庁内検討チーム会議	第1回「清流長良川流域の生き物・生活・産業」連続講座と合同開催
	H28. 3. 28	第17回庁内検討チーム会議	平成27年度報告書(案)の審議
	H28. 3. 31	第18回庁内検討チーム会議	第11回最適運用検討委員会と合同開催

年度	年月日	会議名	内容
28年度 (2016)	H29. 3. 28	第19回庁内検討チーム会議	平成28年度報告書(案)の審議
29年度 (2017)	H29. 4. 25	第20回庁内検討チーム会議	第12回最適運用検討委員会と合同開催
	H29. 6. 30	第21回庁内検討チーム会議	平成28年度報告書の成案を審議
	H29. 11. 9	第22回庁内検討チーム会議	第13回最適運用検討委員会と合同開催
	H30. 3. 28	第23回庁内検討チーム会議	平成29年度報告書(案)の審議
30年度 (2018)	H30. 4. 25	第24回庁内検討チーム会議	設置要綱の改正
	H30. 5. 8	第25回庁内検討チーム会議	第14回最適運用検討委員会と合同開催
	H31. 3. 27	第26回庁内検討チーム会議	平成30年度報告書(案)の審議
令和元年度 (2019)	H31. 4. 1	第27回庁内検討チーム会議	設置要綱の改正
	R1. 7. 31	第28回庁内検討チーム会議	第15回最適運用検討委員会と合同開催
	R2. 3. 25	第29回庁内検討チーム会議	令和元年度報告書(案)の審議
	R2. 3. 26	第30回庁内検討チーム会議	第16回最適運用検討委員会と合同開催
2年度 (2020)	R3. 3. 29	第31回庁内検討チーム会議	令和2年度報告書(案)の審議
	R3. 3. 29	第32回庁内検討チーム会議	第17回最適運用検討委員会と合同開催
3年度 (2021)	R4. 2. 10	第33回庁内検討チーム会議	中間とりまとめ(案)の審議
	R4. 2. 10	第34回庁内検討チーム会議	第18回最適運用検討委員会と合同開催

※ この他にも、関係課班長級で組織する作業チームによる会議等を行っている。

## 長良川河口堰庁内検討チーム設置要綱

### (目的)

第1条 長良川河口堰検証プロジェクトチーム報告書に係る諸課題等に関し、県関係部局で検討を行うため、長良川河口堰庁内検討チーム（以下、「庁内検討チーム」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 庁内検討チームは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 長良川河口堰検証プロジェクトチーム報告書に係る諸課題の検討
- (2) その他庁内検討チームの運営に必要な事項に関する事

### (構成)

第3条 庁内検討チームは、建設局水資源監及び別表に掲げる関係課の課長をもって構成する。但し、検討を進める上で必要が生じた場合は関係課を追加できるものとする。

### (運営)

第4条 庁内検討チームの座長は、建設局水資源監をもって充てる。

- 2 会議は、座長が召集する。
- 3 会議の議事に関し、必要な事項は座長が定める。
- 4 検討事項のうち、「愛知県水資源開発調整会議」の審議事項に該当する事項については、庁内検討チームにおける検討結果を、同会議に諮るものとする。
- 5 座長が会議に出席できない場合は、座長の指名した者がその会議において座長の代理を務める。

### (作業チーム)

第5条 庁内検討チームにおいて審議する事項をあらかじめ検討するため別表に掲げる関係課班長級で組織する作業チームを設置する。

2 作業チームは、検討事項の内容に応じ、別表に掲げる関係課のうちから、その都度、関係者をもって構成するものとし、座長が召集する。

### (庶務)

第6条 庁内検討チームの庶務は、建設局水資源課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討チームの運営その他必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、平成24年4月12日から施行する。

この要綱は、平成27年5月25日から施行する。

この要綱は、平成30年4月25日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(別表)

長良川河口堰庁内検討チームの構成

関 係 課 名	
環境局	水大気環境課
保健医療局	生活衛生課
経済産業局	産業立地通商課
農業水産局	農業経営課
	水産課
農林基盤局	農地計画課
建設局	河川課
	水資源課
企業庁	水道計画課
	水道事業課